

○茨城県立医療大学医科学センター規程

平成 7 年 4 月 6 日
医療大訓第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成 6 年茨城県規則 108 号）第 4 条第 2 項に基づき、医科学センターに関し必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 医科学センターは、看護、理学療法、作業療法及び放射線の各専門分野の発展に不可欠な医科学を研究し、本学の教育内容の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第 3 条 医科学センターは、原則として当該年度に専門基礎科目を担当する専任教員をもって組織する。

(センター長)

第 4 条 医科学センターに、センター長を置く。

2 センター長に関する規程は、別に定める。

(センター教員会議)

第 5 条 医科学センターに、円滑なセンター運営を図るための協議機関として、センター教員会議を置く。

2 センター教員会議に関する規程は、別に定める。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、医科学センターの運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。